

入札（見積合せ）結果調書

件名	旭川市第二庁舎移転その2業務				
契約方法及び根拠条項	随意契約 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号				
契約の相手方	札幌市北区北7条西4丁目5番地1 伊藤110ビル6階 日本通運株式会社札幌支店				
契約金額	3,176,800円（うち消費税及び地方消費税額288,800円）				
契約期間	契約締結日の翌日 から 令和6年12月15日				
契約担当課	総務部庁舎建設課				
入札（見積）日時	令和6年11月13日（水）午前11時30分				
入 札 （ 見 積 ） 結 果					
	業者名	第1回	第2回		入札等の 執行状況
1	日本通運株式会社札幌支店	2,888,000			決定
	以下余白				
一者特命の 随意契約と した理由	選定業者は、履行中の「旭川市第二庁舎移転業務」の受託者であることから、旧執務室内の物品残置状況や建物の状況を詳細に把握しているため速やかに業務を開始することができ、また、移転業務で物品運搬を円滑に実施するために当該業者が取り付けた設備を活用することで費用の削減も見込める。さらに、現に「旭川市第二庁舎移転業務」の履行期間内であることから、他者に委託することにより使用場所の調整など日程の遅延となる要因が発生する恐れもあるため。（旭川市随意契約ガイドライン5(1)に該当）				